（協定又は規約の認定の申請）

第二十二条　［略］

２　前項に規定するものは、同項の規定による書類の提出に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該同項に規定するものは、当該書類を提出したものとみなす。

（公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料の作成）

第二十五条　この府令の規定により公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料は、日本語で作成するものとする。

様式第一（第９条関係）

課徴金対象行為に該当する事実の報告書

年　　月　　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
ファクシミリ番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第９条の規定による報告を下記のとおり行います。

記

［１～３　略］

以上

（記載要領）

［１～３　略］

（その他一般的な注意事項）

１　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

［２・３　略］

４　本報告書をファクシミリ装置を用いて又は電子情報処理組織を使用して送信する場合は、誤送信することのないようにする。

５　［略］

（協定又は規約の認定の申請）

第二十二条　［同上］

［項を加える。］

（公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する書類の作成）

第二十五条　この府令の規定により公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

様式第一（第９条関係）

課徴金対象行為に該当する事実の報告書

年　　月　　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
印
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
ファクシミリ番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第９条の規定による報告を下記のとおり行います。

記

［１～３　同左］

以上

（記載要領）

［１～３　同左］

（その他一般的な注意事項）

１　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

［２・３　同左］

４　本報告書をファクシミリ装置を用いて送信する場合は、誤送信することのないようにする。

５　［同左］